

答 申 の 概 要 - 諮問第 129 号 (特定の事業者に係る産業廃棄物処分実績報告書) -

件 名	特定の事業者に係る産業廃棄物処分実績報告書の全部開示決定に対する異議申立て(第三者異議申立て)
対象公文書	産業廃棄物処分実績報告書 (平成 14 年度)
非開示理由	-
実施機関	知事 (健康福祉部中東遠保健所)
諮問期日	平成 16 年 6 月 7 日
主な論点	処分実績報告書に記載されている取引先の名称等に関する情報は、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するか。
審査会の結論	特定の事業者に係る産業廃棄物処分実績報告書の全部を開示するとして静岡県知事の決定は、妥当である。
審査会の判断	<p>1 当審査会では、平成 15 年 8 月 18 日付けで特定の事業者に係る産業廃棄物処分実績報告書の全部を開示することは妥当である旨を答申したところであるが、本件事案において、当該答申と異なる判断をすべき特段の事情は認められない。</p> <p>2 条例第 7 条第 3 号 (事業活動情報) 該当性</p> <p>(1) 産業廃棄物処分業者の責務等</p> <p>産業廃棄物処分業は現代社会において欠くべからざる事業であるものの、運営態様いかんによっては周辺の生活環境等に悪影響を与える事業であり、産業廃棄物の種類、取引先等の情報は、周辺住民にとって極めて関心が高い情報である。</p> <p>また、廃棄物処理法において、処分業者は処理基準に則って産業廃棄物を処分する義務を有し、これに反した場合、措置命令の対象となる。加えて、処分業者は、廃棄物処理法施行細則第 22 条に規定する処分実績報告書において、取引先等を明らかにすることとなっている。一方、排出事業者も委託基準に従って最終処分されたかを確認する義務があり、委託基準に反した処分がなされた場合には措置命令の対象となるなど、排出事業者もまた相応の責任を負っている。</p> <p>このようなことからすると、一定限度で業務内容を公にすることが処分業者の責務ともいえる。さらに、処分業が周辺環境に悪影響を及ぼすおそれも否定できないものであることからすると、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して当該事業の業務内容を説明する責務があるともいえる。</p> <p>(2) 廃棄物の種類等に関する情報</p> <p>当該情報により異議申立人の当該年度の具体的な経営状況等が明らかになるとまではいえず、また、処分業の特質及び処分業者が負っている責務からして、当該情報は、これを公にしても異議申立人の権利等を害するとまではいえない。</p> <p>(3) 委託者 (排出事業者) の名称等に関する情報</p> <p>当該情報は、異議申立人の顧客情報であるが、当該情報によりいかなる業種から出された産業廃棄物であるか等の推測が可能となるなど、周辺住民にとって、産業廃棄物の種類に関する情報とあまって産業廃棄物の内容をより詳細に把握できるものである。</p> <p>処分業の特質からして、当該事業においては一定限度で処分業者の業務内容を公にすることが責務ともいえ、また、処分業者には、一般の事業者以上に、少なくとも周辺住民に対して当該事業の業務内容を説明する責務があるともいえる。</p> <p>このようなことからすると、当該情報を公にしても異議申立人の権利等を害するとまではいえない。</p> <p>(4) 受託者の名称等に関する情報</p> <p>本件公文書の受託者欄に記載されている情報は、異議申立人の許可番号、事業場の名称及び所在地並びに委託量に係る情報であり、事業場の名称等は営業上自らが公表していることが通例であり、委託量は上記(2)において開示すべきと判断した情報の一部と同一の内容のものであること等からして、当該情報を公にしても異議申立人の権利等を害するものではない。</p> <p>3 異議申立人は、委託者との契約において機密保持義務が課せられており、委託者の名称等は機密に当たると主張する。しかし、実施機関は、当該契約に拘束されることはなく、条例第 7 条の規定により、同条各号に規定する非開示情報に該当するものを除き、本件公文書を開示することが義務付けられている。</p>